

就労選択支援の指定手続き(地域評価について)

滋賀県（大津市を除く）における就労選択支援の指定については、厚生労働省からの技術的助言に基づき、指定を希望する事業者においては、事前に各圏域の協議会等による評価（地域評価）を受けた後、その評価を添えて指定申請を行うこととします。

具体的な地域評価の流れとしては、以下のとおりです。

【地域評価⇒指定申請書提出までの流れ】

①地域評価依頼の作成

事業実施予定の圏域の地域評価シートを県ホームページからダウンロードし、必要事項を記載のうえ、地域評価依頼を作成してください。

②地域評価依頼の提出

圏域の評議会等に地域依頼を提出し、指定を受けようとする事業所の評価を受けてください。

③指定申請および地域評価の提出

評議会等での評価後、指定申請書に地域評価を添えて県に提出してください。

※各圏域ごとの評価依頼の提出先や提出方法等については、別途県ホームページに掲載しています。なお、評価の方法や所要期間は圏域によって異なりますので、事業実施予定の圏域の評価様式等を十分にご確認ください。

※地域評価と並行して、他サービスと同様に県庁での事前協議が必要です。

（事前に日程調整のうえ、原則指定希望日の3か月以上前までに実施してください。）